

介護予防・高齢者福祉 パンフレット

～ 住み慣れた地域で、いつまでも元気に ～



江 差 町

平成29年 9月 発行

平成30年10月 改訂

介護予防 体力づくり 脳トレ	1. 介護予防・日常生活支援総合事業について . . . P 3 ・介護予防・生活支援サービス 2. 介護予防教室について . . . P 6 ・がっつり運動教室 ・転ばん塾 ・いきいき健康教室 ・たんぽぽの会 3. シニアカレッジ江差学園について . . . P 7
暮らしの 見守り	4. 日常生活を支えるサービスについて . . . P 8 ・配食サービス ・除雪サービス ・緊急通報システム ・生活援助員（シルバーハウジング） ・日常生活自立支援事業 ・成年後見制度利用支援事業
地域の 支え	5. 地域福祉活動の支援について . . . P 10 ・認知症サポーター養成講座 ・高齢者見守りネットワーク ・要支援者登録制度 ・地域ケア会議
助成制度 など	6. 高齢者向けサービスについて . . . P 11 ・高齢者交通費助成 ・ぬくもり保養センター無料送迎バスの運行 ・金婚祝い
病気を 防ぐ	7. 高齢者の予防接種と健診について . . . P 12 ・肺炎球菌予防接種 ・インフルエンザ予防接種 ・特定健診・一般健診、結核健診
養護施設	8. 養護老人ホームについて . . . P 14
相談窓口	9. 地域包括支援センターとは？ . . . P 15

高齢者を支える各事業

(低) 元 気 度 (高)



介護予防 体力づくり 脳トレ			生活支援 サービス		一般 介護予防	たんぽぽ の会	健康教室	いきいき	転ばん塾	運動教室	がつつり
	シニアカレッジ江差学園										
暮らしの 見守り	成年後見制 度利用支援	自立支援	日常生活 サービス	配食 サービス	緊急通報 システム	除雪 サービス	シルバー ハウジング				
地域の支え	要支援者登録					地域ケア会議			認知症サポーター	見守りネット ワーク	
助成制度 など	交通費助成（バス半額券の交付） ぬくもり保養センター無料送迎バスの運行 金婚祝い事業										
病気を防ぐ	予防接種・健康診査（健診）										
養護施設	養護老人ホーム										
相談窓口	高齢あんしん課（高齢者支援係） 52-6726 （介護保険係）（地域包括支援係） 地域包括支援センター 健康推進課 （健康推進係） 52-6718										

1. 介護予防・日常生活支援総合事業について

平成29年4月から、介護保険制度の改正により「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まりました。総合事業では、可能な限り自立した生活を送ることを目的とした「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利用でき要介護状態の予防を目的とする「一般介護予防事業」があり、介護予防と日常生活の自立に向けた支援を行います。

「基本チェックリスト」の実施

要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の方を対象に、日常生活に必要な機能が低下していないかの調査を行います。

調査には「基本チェックリスト」を使用し、必要に応じて検査などを行う場合があります。

基本チェックリスト（例）

- | | |
|----------------------------------|----------|
| ・日用品の買い物をしていますか？ | はい ・ いいえ |
| ・椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか？ | はい ・ いいえ |
| ・転ぶことへの不安はありますか？ | はい ・ いいえ |
| ・半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか？ | はい ・ いいえ |
| ・週に1回以上は外出していますか？ | はい ・ いいえ |
| ・今日が何月何日かわからない時がありますか？ | はい ・ いいえ |
| ・（ここ2週間）毎日の生活が充実していると感じますか？ | はい ・ いいえ |
| ・（ここ2週間）以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じる | はい ・ いいえ |
| ・（ここ2週間）わけもなく疲れたような感じがする | はい ・ いいえ |



※このほか、16項目の簡単な質問により確認します。



サービスを利用するにはどうするの？

サービス利用までの流れ

65歳以上の方

地域包括支援センター、役場介護保険係に相談します
(原則として、利用者本人が窓口で手続きをします。
窓口に来られない場合は、訪問もします。)



要介護更新申請の方、
明らかに介護が必要と思
われる方など

新規の方、
要支援更新申請の方
など

要介護（要支援）認定を受けます

「基本チェックリスト」を受けます

要介護1～5

要支援1・2

非該当
(自立)

生活機能の低下
がみられる方

自立した生活
が送れる

介護サービスが利
用できます

介護予防サービスが
利用できます

介護予防・生活支援サービス事業が
利用できます

一般介護予防事業が利用できます

要介護（要支援）認定で要支援1・2の判定を受けた方
基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方

65歳以上のすべての方

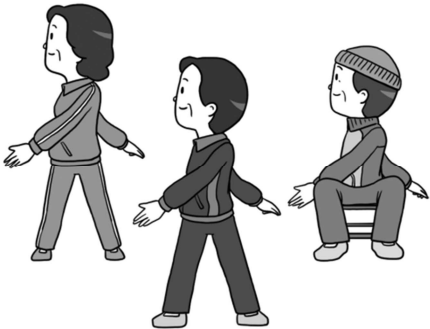
介護予防・日常生活支援総合事業

心身の状態などにより、利用できるサービスが2つに分かれます



介護予防・生活支援サービス事業

一般介護予防事業

支援が必要となる可能性が高い方	介護や支援を必要としない元気な方
介護予防プラン等に基づいて必要なサービスを利用します。	介護予防に関する情報を受たり、地域の自主的な介護予防教室などに参加したりできます。
■訪問介護（ホームヘルプサービス） ■通所介護（デイサービス） ・デイサービスセンターなどの施設に通って、運動や生活機能の改善に向けた各種教室に参加します。 ■運動器・口腔機能の向上、栄養改善 ■閉じこもり、うつ、認知症の予防 など	

地域包括支援センター（地域包括支援係）

- ・「介護予防事業対象者」であることの確認
- ・対象者に対し、「総合事業と介護予防事業」の説明と承諾
- ・「介護予防ケアプラン」または「自分のためのはつらつ計画書」を作成



（サービス計画）利用者の心身の状態や家族の状態に応じて、自立した生活を送るために必要なサービスを効果的・計画的に利用するために計画の役割は重要となります。

介護予防が“大切”なのはなぜ？

身体は、使わないでいると徐々に機能が低下してしまいます。

足腰が弱くなったために家に閉じこもりがちになり、ますます状態を悪化させ、要介護状態となってしまうケースが多くなっています。可能な限り“できること”は、自分で言い、身体を動かすことで心身の機能を向上させ、地域で自分らしい自立した生活を目指します。

2. 介護予防教室について



高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加していく中で、地域全体での介護予防に関する取り組みや、いつまでも元気にいきいきと暮らし続けるために、高齢者のみなさんが「役割」や「生きがい」を持つことが大切です。

(1) いきいき健康教室

内 容	運動やレクリエーション、入浴、カラオケ、おしゃべりの場、お楽しみ会、バス遠足、体力測定、血圧測定、その他季節ごとに行事等を行っています。
日 時	毎週1回 午後1時30分 ～ 午後3時45分まで
場 所	生きがい交流センター（江差町字円山）及び「まるやま」
対象者	おおむね65歳以上の方で介護保険認定を受けていない方 または、介護保険認定を受けており、要支援1・2の方
利用料	1回200円（65歳以上の方 保険料1,200円／年） （その他行事ごとに負担していただく場合があります。）

(2) がっつり運動教室

内 容	血圧測定、筋力アップを中心とした運動等を行っています。
日 時	毎週1回 午前10時00分 ～ 午前11時30分まで
場 所	生きがい交流センター（江差町字円山）
対象者	おおむね65歳以上の方で介護保険認定を受けていない方 または、介護保険認定を受けており、要支援1・2の方
利用料	1回200円（65歳以上の方 保険料1,200円／年）

(3) 転ばん塾

内 容	ストレッチ等の運動、レクリエーション、頭の体操、お口の体操、体力テスト、血圧測定等を行っています。
日 時	毎月1回 午後1時30分 ～
場 所	水堀地区、日明地区、泊町地区、下町地区、陣屋町地区、海岸町地区 南が丘地区、柏団地地区 ※会場ごとに日程が異なりますので詳しくは、お問い合わせください。
対象者	どなたでも利用できます
利用料	無 料

(4) たんぽぽの会

内 容	運動、レクリエーション、川柳、脳トレーニング等を行っています。
日 時	毎月1～2回程度 午後1時30分 ～ 午後3時30分まで
場 所	保健センター（役場内）
対象者	おおむね65歳以上の方
利用料	1回400～500円（65歳以上の方 保険料1,200円／年）

お問い合わせ：高齢あんしん課（地域包括支援係）52-6726

3. シニアカレッジ江差学園について ～ 楽しい学び、新しい出会い ～

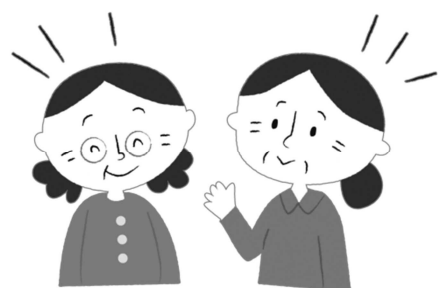
高齢化が進む社会で、シニア世代が生活に楽しさと生きがいを持ち、社会活動を通して世代間交流を行うために開設された生涯学習事業です。

内 容	ふるさと江差を学ぶ「江差学」など、地域に根ざした生涯学習を行っています。このほか、「学園祭」など学園行事を行っています。
日 時	主に毎月1～2回、火曜日 午前10時～12時
場 所	文化会館（小ホール） ※講座によって他の施設を使用することもあります。
対象者	おおむね55歳以上の方で江差町内にお住まいの方
利用料	年会費 3,000円 ※保険加入費、教材費を別途徴収する場合もあります。

主な行事・開設講座のご案内（予定）

開校式	開校式典のほか、年間カリキュラムの説明などを行います。
シニアの森づくり	「シニアの森」の下草刈りなどを行った後、昼食を一緒に食べます。
公開講座	「歴史講座」など
縄文土器を作ろう	粘土とワラを使って「縄文土器」を製作します。
パークゴルフ大会	パークゴルフを通して、スポーツ交流を行います。
宿泊研修	2日間の日程で、町外へ視察研修を行い見聞を広めます。
学園祭	作品の展示発表と世代間交流を行います。
フロアカーリング	フロアカーリング大会を開催します。
楽しい音楽	校歌や懐かしい歌謡を歌い、音楽を楽しみます。
江差三下りを学ぶ	江差追分の母唄といわれる江差三下りの歴史と唄を学びます。

この他にも様々な講座や行事を開設しております。



学生による「絵手紙サークル」と「書道サークル」も活動中です！

お問い合わせ：江差町教育委員会（社会教育課）52-1047

4. 日常生活を支えるサービスについて

【配食サービス事業】

内 容	在宅で自立した生活を維持するため、食事・調理が困難なひとり暮らし高齢者等の方に対し、週2回程度、栄養バランスのとれた食事を届けます。 また、配食時の声かけ等による安否確認も行います。
対象者	町内にお住まいの方で、65歳以上のひとり暮らし高齢者または65歳以上の高齢者夫婦世帯等（家族の就業等により日常的に昼食時間帯に独居となる方も含む）で調理が困難と認められる方。
利用料	1食につき 350円

お問い合わせ：高齢あんしん課（介護保険係・地域包括支援係）52-6726



【除雪サービス事業】

内 容	65歳以上のみの世帯で除雪の労力等の確保が困難な世帯に対し、12月から3月までの冬期間で、降雪のあった日に居宅の玄関先から生活道路等の区間の除雪を行います。
利用料	1シーズン 1,000円

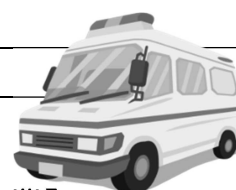
お問い合わせ：高齢あんしん課（高齢者支援係）52-6726



【緊急通報システム設置事業】

内 容	65歳以上のひとり暮らしの高齢者の方（家族の就業等により日中または夜間、独居となる方も含む）で心臓疾患、高血圧等の疾患のため日常生活上注意を要する方に対して、家庭用緊急通報機器を貸与し急病等の迅速かつ正確な救援体制をとることにより、高齢者の日常生活上の安全確保と精神的な不安の解消を図ります。
利用料	設置料（2,500円）のみ自己負担

お問い合わせ：高齢あんしん課（高齢者支援係）52-6726



【高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業】

内 容	町内のシルバーハウジングに居住する高齢者等に対して生活援助員（LSA）を派遣し、入居者が自立し安全・快適な生活を営むことができるよう在宅生活の支援を行います。 ・生活指導、相談 ・安否確認、緊急時の対応 ・関係機関との連絡および調整
利用料	無 料 (ただし、住民税額によっては料金が生じる場合があります)

お問い合わせ：高齢あんしん課（地域包括支援係）52-6726



【日常生活自立支援事業】～ 福祉サービス利用援助事業 ～

福祉サービスの利用手続きや生活費の管理が一人では難しい場合・・・

認知症などのため判断能力や金銭の扱いに不安がある方に対して、「生活支援員」が訪問して、日常生活の心配ごと、困りごとの相談を受けながら、福祉サービス等の利用手続き、金銭管理、重要書類等の保管などの支援を本人との契約に基づいて行います。

相談は、無料、契約に基づく支援は、1回（1時間程度）1,500円（交通費含む）

また、生活保護世帯の方は、無料です。

こんなことで困ったときに・・・

福祉サービスの利用など日常生活についての心配ごと、困りごと相談

（１）福祉サービスの利用援助

- 福祉サービスについての情報提供や利用手続きのお手伝い
 - 利用している福祉サービスの苦情を解決するためのお手伝い
- 「生活支援員」が訪問して、生活の困りごとや心配ごとの相談を受けます。



日常的な生活費の管理

（２）日常的金銭管理サービス

- 公共料金の支払いや預金からの生活費の払い戻しなど、日常のお金の管理のお手伝いを「生活支援員」が訪問して、生活費を払い戻すお手伝いや、生活費の使い方をアドバイスします。

お問い合わせ：江差町社会福祉協議会 ５２－２４４１

【成年後見制度利用支援事業】～ 「法定後見」と「任意後見」 ～

認知症などにより判断能力が十分でない方の預貯金などの財産管理や、日常生活での様々な契約などを家庭裁判所が選任した成年後見人等が支援する制度です。

また、現在は判断能力があるが、将来、判断能力が衰えたときに、財産管理や契約などの法律行為を代理してくれる任意後見人をあらかじめ自分で決めておく制度（任意後見制度）もあります。

内 容	認知症などで判断能力が不十分な方の財産等を守るために、この制度を利用する際の相談や後見開始の申立ての支援を行います。
対象者	■ 江差町内にお住まいの方 ■ 認知症等のため判断能力が不十分な方 ■ 申立ての意思を持つ親族のいない方



お問い合わせ：江差町成年後見支援センター ５２－２４４１

5. 地域福祉活動の支援について

【認知症サポーター養成講座】

町では、認知症になっても安心して暮らせるようにするため、地域における理解者「認知症サポーター」の養成に取り組んでいます。

認知症に関する基礎知識や認知症の方を支えるために必要なことなどを学ぶ講座となっています。

町内会・自治会、各種団体、商店街や会社などで
「認知症サポーター養成講座」を開催してみませんか？

認知症は、「誰にでも起こりうる脳の病気」ですが、正しく理解することで、症状の改善や進行を遅らせること、予防することもできます。

お問い合わせ：高齢あんしん課（地域包括支援係）52-6726



【高齢者見守り支え合いネットワーク事業】

町では、住み慣れた地域において、ひとり暮らしでも安心して地域で暮らし続けるため、高齢者の生活に関わる全ての職種の方々の協力により高齢者等の安否等の確認を行う「見守り支え合いネットワーク」づくりに取り組んでいます。

【要支援者登録制度】

在宅で生活をしている方で、災害発生時または日常生活において不安を抱えている方が登録することで、民生委員・社会福祉協議会・自主防災組織・町内会・自治会等に情報を提供いたします。

平常時では、地域での見守り活動などに、また災害発生時には安否確認として情報を活用します。

お問い合わせ：高齢あんしん課（高齢者支援係）52-6726



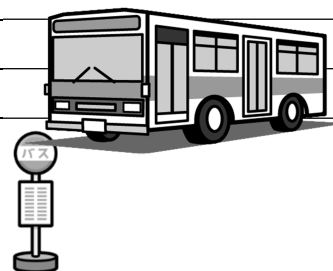
【地域ケア会議の開催】

地域ケア会議は、地域に住む高齢者に対する支援の充実と、それを支える基盤整備を進めるために「地域包括支援センター」が開催する会議です。

6. 高齢者向けサービスについて

【高齢者交通費助成事業】

内 容	町では、自立と社会活動への参加を促進するため65歳以上の方を対象に、町内を運行する路線バス運賃の2分の1を助成する「乗車証」を交付しております。
助成方法	町内を運行する路線バス運賃の2分の1を助成
利用区間	江差町内全域



お問い合わせ：高齢あんしん課（高齢者支援係）52-6726

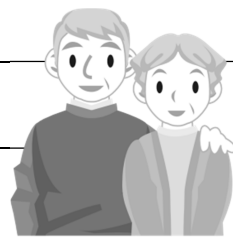
【ぬくもり保養センター無料送迎バスの運行】

内 容	町では、温泉を活用した高齢者の健康・福祉の増進を図るため「ぬくもり保養センター無料送迎バス」を運行しております。
対 象 者	町内にお住まいの65歳以上の方
運行内容	毎週金曜日（江差町内に限り運行） 保養センター（尾山町） 北部地区（鰺川町方面）12:30~13:15着 14:20発 市街地区（椴川町方面）13:40~14:05着 15:50発 市街地区（茂尻町方面）15:20~15:45着 16:50発

お問い合わせ：高齢あんしん課（高齢者支援係）52-6726

【金婚祝い事業】

内 容	町では、金婚（結婚50周年）を迎えるご夫婦を対象に記念品を贈呈しております。
贈呈対象	町内にお住まいの結婚後50年のご夫婦
申込期間	対象となる方は、随時受付しております。



お問い合わせ：高齢あんしん課（高齢者支援係）52-6726

【高齢者事業団】

高齢者の豊富な経験や知識などを活かすことによって、生きがいと社会参加を目的に設立された団体です。 働く意欲を持つ方に日常生活に密着した臨時的・短期的な仕事を確保し、提供することによって、就業機会の充実を図っております。 会員になるには・・・町内にお住まいのおおむね60歳以上の心身共に健康で働く意欲のある方。（江差町社会福祉協議会 52-5020）	
---	--

7. 高齢者の予防接種と健診について

町では、高齢者の重症化とリスクを軽減するため、予防接種の費用を助成しています。
助成をしている高齢者の予防接種は、肺炎球菌予防接種とインフルエンザ予防接種です。

【高齢者の肺炎球菌予防接種】

（対 象 者）65歳以上の方（過去に予防接種を受けていない方）

■年度ごとに定期接種対象者が生年月日で決まっています。

■対象者へは、個人通知でお知らせいたします。

（接種方法）実施医療機関で受診してください。（病院に予約が必要となります。）

医療機関名	電話番号
北海道立江差病院	52-0036
佐々木病院	52-1070
道南勤医協江差診療所	52-1366
江差脳神経外科クリニック	52-5500



（助成方法）接種費用のうち、一部を町が助成します。

■接種費用から町の助成金額を差し引いた自己負担額が請求されますので
窓口で自己負担額をお支払いください。（費用は、医療機関により異なります。）

（そ の 他）■接種後に交付される「予防接種済証」は、接種を確認する証明となります
ので、予防接種手帳に貼って大切に保管してください。

お問い合わせ：健康推進課（健康推進係）52-6718



【高齢者のインフルエンザ予防接種】

インフルエンザは、通常の風邪と異なり、突然の高熱、関節痛、筋肉痛など全身の症状がみられます。高齢者がインフルエンザにかかると、肺炎などの合併症を起こしやすく、重症化しやすいので、注意が必要となります。

（対 象 者）接種日に65歳以上の方

（内 容）接種料金や指定医療機関などは、接種時期が近くなりましたら広報などでお知らせいたします。

お問い合わせ：健康推進課（健康推進係）52-6718

「自分の健康は、自分で守る」

「もう年だから・・・」と、ちょっとした身体や心の不調をほったらかしにいませんか？

ちょっとしたことが、後に介護が必要となる状態を招く場合があります。元気でいる第一歩は、自分の“ちょっとした”変化に気づくことです。また、健診を受診するなど、自分の状態を客観的に確認しておくことが大切です。“自分の健康は、自分で守る”を心がけましょう。



【特定健診・一般健診】

健診は、生活習慣病の予防や早期発見のためには欠かせません。

生活習慣病といわれる糖尿病や高血圧症、脂質異常症は、最初は症状がなくても心筋梗塞、脳卒中などの重大な病気につながり、生活の質の低下や医療費の増大を招きます。

これらの病気のリスクの有無を検査し、リスクがある方の生活習慣をより望ましいものに変えていくための保健指導を受けていただくことを目的とした健康診査です。



健診項目	対 象 者	料 金		
		国 保	後期高齢者	その他
特定健診	40～74歳になる国保加入者 (国保以外の方も受診券を持参することで受診可能)	無 料	—	受診券に 記 載
一般健診	後期高齢者医療制度の加入者 生活保護受給者で40歳以上の方	—	無 料	無 料

お問い合わせ：健康推進課（健康推進係）52-6718



【結核健診】

高齢者の間では、若い頃に感染しそのまま発病せずに眠っていた菌が、体力・抵抗力が低下したときに目を覚まし、発病することがあります。

結核の早期発見を行い、集団感染を予防することを目的に「結核健診」を行っています。

会 場	対象者	料 金	予約申込
健診車による町内巡回	65歳以上になる方	無 料	不 要

※肺がん検診を受けた方は、X線撮影の写真で「結核」の有無も同時にみていますので、結核健診を受ける必要はありません。

お問い合わせ：健康推進課（健康推進係）52-6718

8. 養護老人ホームについて

養護老人ホーム「ひのき」

町では、原則65歳以上の方で環境上および経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方を対象に必要に応じて、養護老人ホームへの入所を措置いたします。

【入所の要件】

次の（１）と（２）に該当し、在宅において日常生活を営むことに支障がある65歳以上の方

（１）環境上の理由（次のいずれにも該当する場合）

- ・入院加療を要する病態でないこと
- ・家族や住居の状況など、現在おかれている環境の下では在宅において生活することが困難であること

（２）経済的な理由（次のいずれかに該当する場合）

- ・本人の属する世帯が生活保護法による保護を受けていること
- ・本人およびその方の生計を維持している方の町民税の所得割が課されていないこと
- ・災害その他の事情により本人の属する世帯の生活の状態が困窮していること

費用については、入所者本人および扶養義務者（本人の生計を維持していた配偶者又は子）の所得等の状況に応じて算定されます。

【入所を希望する際に必要となるもの】

- （１）老人ホーム入所（養護）申出書
- （２）養護老人ホーム入所措置等申込書
- （３）健康診断書（所定の様式があります）
- （４）身元引受書
- （５）印 鑑
- （６）申込者本人の収入がわかるもの
 - ・年金額がわかるもの（公的年金等源泉徴収票）
 - ・年金が振り込まれている預金通帳
- （７）扶養義務者の所得がわかるもの（所得課税証明書等）

※上記のほか、入所に関して必要となる書類等を求める場合があります。



お問い合わせ：高齢あんしん課（高齢者支援係）52-6726

9. 「地域包括支援センター」とは？



地域包括支援センター は、

介護予防をはじめとした高齢者の総合相談窓口です

地域包括支援センターは、みなさんが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、必要な援助・支援を行う地域の総合相談窓口です。保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士等がみなさんの生活を支える役割を担っています。

なんでもご相談ください

総合相談

介護が必要な高齢者やその家族のために介護に関する相談のほか、福祉や医療などさまざまな相談を受付けています。

自立した生活ができるよう支援します

介護予防ケアマネジメント

身体の機能や体力に不安がある方や、今の健康を維持したい方への介護予防の取り組みの支援を行います。

みなさんの権利を守ります

権利擁護

高齢者が安心して暮らせるよう、消費者被害等の相談を受けるほか、成年後見制度の利用支援や虐待防止、早期発見・早期対応などに取り組みます。



地域のネットワークをつくり、みなさんを支えます

包括的・継続的ケアマネジメント

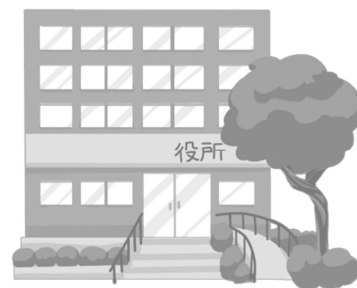
高齢者を支える地域のケアマネジャーの支援のほか、高齢者にとって暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークをつくり調整します。

「ケアマネジャー」とは？

ケアマネジャーは、正式には「介護支援専門員」といい利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれるサービスの窓口役です。

相 談 窓 口

高齢あんしん課（高齢者支援係） ５２－６７２６



高齢になっても住み慣れた地域で誰もが最後まで自分らしい生活を安心して続けていくために必要な日常生活を支えるサービスのほか、老人福祉センターの管理・運営など高齢の方の支援に関する業務を担当します。

高齢あんしん課（介護保険係） 電話 ５２－６７２６

介護保険は、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけることができるよう、社会全体で支える制度です。

介護認定に関すること、保険給付に関すること、保険料の賦課徴収に関することを行っています。

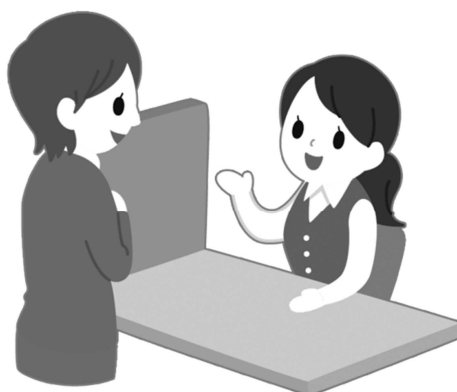
江差町地域包括支援センター

高齢あんしん課（地域包括支援係） 電話 ５２－６７２６

高齢の方が住み慣れた自宅や地域で、できる限り自立した暮らしを続けることができるような仕組みづくり（地域包括ケアシステムと言います）や総合的な相談・支援を専門職（保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー）が行っています。

健康推進課（健康推進係） 電話 ５２－６７１８

赤ちゃんから成人や高齢の方を対象とした健診や相談、健康教室、予防接種など、病気になるのを予防し、心身ともに健康な状態で生活できるよう手助けをする事業を行っています。



江差町介護予防・高齢者福祉パンフレット

発行／江差町役場

高齢あんしん課（高齢者支援係） 52-6726

（地域包括支援係）（介護保険係）

健康推進課（健康推進係） 52-6718

〒043-8560 北海道檜山郡江差町字中歌町 193 番地 1